

その他の土木工事業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10~11	覆工坂を開けて掘削作業中、操作者が掘削溝内を確認しようとバックホウを前進した時にバランスを崩し傾き、バケット部分が掘削溝内に居た作業員に接触して転倒し、バケットと地面の間に挟まれた。	62	1~9
1	18~19	資材置場で後片付けを終え、2トンダンプで会社事務所に帰るため、開閉式の門を出たところで車両のエンジンをかけたままサイドブレーキを引き車両から降りて門を閉めた際、傾斜のある道路の田に向かって車両が動き始めたため、とっさに車両を止めようとしたが、止まらず車体に左足を接触し負傷した。	55	—
2	16~17	森林斜面（10°位）にて、伐木（チェーンソーにて）作業時、立木上部にロープをかけて斜面上部側に引き倒す予定で、作業を急いでしまい、足の位置が伐木する立木の脇に出てしまい、倒れた後滑って足の甲の上に乗ってしまった。	64	1~9
2	9~10	敷地内で伐採作業中、クレーンを使って伐採した幹を移動させる際、幹自体が思っていたより揺れたため、近くにいた作業員がコンクリート擁壁と幹の間に挟まれ、腰を打ったものである。	63	10~29
2	14~15	バックホウで、原木を移動させるために被災者が原木にロープをくくっている時にバックホウのバケットが当たった。	76	1~9
2	11~12	倉庫において施工チーフが倉庫担当者（共に社員）に材料予約注文書を提出した際、口論となり揉み合いになった。その後、翌日、病院にて受診し右眼眼窩腫脹と診断された。しかし当時、その場には二人しかおらず倉庫担当者は殴られたと主張し、施工チーフは迫って来たので胸のあたりを制止したと双方の証言が異なってい	44	50~99

		る。		
3	11~12	樹木伐採工事にてチェーンソーを使用して伐採作業中、伐倒方向の見当を誤り倒れてきた木に激突し、頸椎捻挫、左身体部分を打撲した。	21	1 ~ 9
3	13~14	自社所有の畑において、道路舗装工事をしていたところ、コンクリートの表面仕上げをコテで作業していた被災者が、近くで地均しをしている重機（ユンボ）の作業範囲内に立ち入ってしまった。戻ろうとした際、ユンボの動きに間に合わず左足ふくらはぎを強打し、左足首骨折および左足脛ひびを負った。	62	10 ~ 29
3	11~12	消火栓設置工事の為、アスファルト舗装を電気ピックで取り壊し中、誤って右足親指をのみ先で叩き怪我をした。	37	10 ~ 29
3	14~15	建設機械を使ってコンクリートをはがす作業中、建設機械の作業を補助するため近くではつりをしていたとき、バケットが跳ね上がり接触して負傷した。	41	30 ~ 49
5	14~15	作業員2名で作業打合せをし、民家の敷地内にある古木丸太（長さ4m×木口25cm）を被災者が単独でチェーンソーで枝払い作業をし、もう一人が掘削機で丸太に台付けワイヤーロープを掛け地切りをした時、吊っていたワイヤーロープの撚りにより丸太が回転し、被災者の背後から左足脛部に当たり骨折した。	57	10 ~ 29
5	7~8	会社資材置き場において、現場（個人宅）ブロック工事に行く為の準備作業中、重機廻送車後方で一輪車（ネコ車）に付着したコンクリートをハンマーで叩いて除去していた時、廻送車両を移動させる際に十分な後方確認が行われないうちにバックし始めた為、被災者が気付いて避けようとしたが間に合わず、バックして来た廻送車両荷台後部に右腕が接触し負傷した。	46	1 ~ 9
5	15~16	被災者は同僚と二人で土場で資材の片付け業務に従事していたが、鉄板（240cm×120cm×18mm、重さ510kg）の移動作業中、挟み式金具でロックした鉄板をクレーン仕様のバックホウで吊り上げ、被災者の誘導に応じて移動位置に下ろした時、ロックがいきなり外れて被災者側に鉄板が倒れてしまった。その際、被災者は鉄板近くで手元をしていたため、咄嗟に避けようとしたが間に合わず、左足を挟まれ	67	10 ~ 29

		た。		
7	8~9	当社毎年恒例の、従業員海水浴の開催前準備のため、海水浴場の海岸で、海水浴当日使用する水上バイクの点検作業を終えて、トレーラーに積み込み作業中、急激な高波を受けて水上バイクの座席部分に股間部分を強打し、負傷した。	51	10 ~ 29
7	8~9	会社の構内で、パトロール車への舗装補修材の積み込み作業が終わり、片付けを始めたところ、後方からきたフォークリフトのフォーク部分が右足に接触し、前方に停車していたパトロール車との間に挟まれた。	57	30 ~ 49
7	16~17	他作業員3名と流路工の玉石敷設時にベッセルを斜めに傾け、玉石を転がしながら作業していた時、意図しないタイミングで玉石が落ちてきて左手に当たり受傷した。	53	10 ~ 29
7	16~17	現場（運動場）内で外周側溝（PC）敷設のため、据付高のちょう張り作業を行っていた。木製杭打ち込みの前段で鉄製ピンを石頭ハンマーで仮打ちした後、引き抜く際にピンが抜けにくかったため、ピンを横から叩いた際ピンの一部が欠けて飛散し、被災者の左目を直撃した。	54	1 ~ 9
7	11~12	傾斜地の山腹において、仮設モノレールの架台の支柱を撤去作業中、人力にて支柱が緩んで外れないため、ハンマー（1.3kg）を使用して、架台のビームを地面側より逆さまに打ち外す作業を行っていた。ハンマー使用者は被災者に対しビームをハンマーで打って外すので、手を入れたり支えなくても良い事を事前に伝えていなかったために、被災者は、急にビームを両手で支えたため左手薬指にハンマーがあたり、薬指が粉碎骨折。	19	1 ~ 9
7	11~12	残材捨て場において、2tダンプが停車した状態で、合図者がダンプ運転手を誘導して荷下ろし作業中に積荷枕木が跳ねて左足後部を負傷した。	64	1 ~ 9
7	10~11	新築工事に伴う給水管取出工事において、給水管を掘削し、配管をする箇所に大量の雑草が生えていたため、作業員がエンジン式草刈機にて雑草を刈り込み中に、近くにいた被災者の左肩に接触してしまい、負傷した。機械に草が引っ掛かり、引っ張って取ろうとした際、右後方で雑草を拾っていた被災者に機材が当たった。	35	1 ~ 9

9	14~15	3tクレーン車荷台上にて、クレーン玉掛け作業中に、吊り荷と接触し、後ろ向きに荷台より転落し、頭部・肩・背中を強打し、右鎖骨1ヶ所と肋骨5ヶ所を骨折した、事故に及んだ原因は、クレーン操作者は操作位置からクレーン車の荷台が確認できなかったにもかかわらず、作業中合図者を置かなかったことや、作業員も作業中、クラッシャー作動中で、声が聞きとれなかったことや、玉掛け後も荷台に乗っていて、吊り荷から目を離してしまったことなどが考えられる。	65	30~49
9	9~10	駐車場で草刈作業中、草刈機のエンジンが停止した為、再始動した時に高速回転の刃が障害物（鉄）に当たり、反動で跳ね返り、近くで防護ネットを持っていた被災者の左足すねに当たり骨折した。	66	1~9
9	13~14	道路整備に伴う松くい虫の伐倒作業中、伐倒した木が倒れる際に他の木に引っかかったため、引っかかった木（直径約25センチ、重さ約100キロ）にロープを巻き付け引き倒そうとロープを引っ張ったところ、根本が切り離れた断面から滑り落ちた、その際、被災者と木の距離が近すぎたため滑り落ちた木が左足を強打し負傷したものである。	33	1~9
10	19~20	作業現場に於いて、片付け作業中にランマを立て置き、移動した際にランマが転倒し、足の甲にぶつかった。	27	1~9
10	15~16	会社借用地にて、隣接林から同土地にずり落ちた間伐材（ヒノキ直径25cm）を1人で撤収中に、木材が斜面から予想外の方向に動き、退避するも、右足大腿部内側に当たり受傷した。	50	10~29
11	14~15	太陽光発電設備工事内において、バックホウで法面整形をしている時に、バケットを左に回転させた際、作業員が重機の作業半径内に立ち入ってしまい、作業員の左足とバケットが接触し、足の甲と小指を骨折した。	25	30~49
12	15~16	自社資材置場で鋼材（H-300）を整理する為にクレーンにて鋼材を吊り、積み重ねている作業中に、被災者が後ろ向きで移動中、クレーンで吊り上げられた鋼材が荷ぶれを起こし、鋼材と鋼材の間に左足ふくらはぎ部を挟まれ被災した。	54	30~49
12	7~8	当社資材置き場内で、コンテナを当社で再利用するため、コンテナの壁をサンダーで切断作業中、突然サンダーが壁にはじかれ、添えていた左手中指に当たり負傷し	63	1~

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html